

緊急情報伝達システム事業のご案内

★戸別受信機からはこんな内容が放送されます

緊急放送	緊急地震速報や J-ALERT（全国瞬時警報システム）等の有事・災害情報を放送します
臨時放送	火災情報（建物火災）などの速やかにお知らせしなければならない情報を放送します
一般放送	市からの健診や行事等の情報があるときは、決められた時間帯に放送します
地域内放送	地域ごとの情報も放送できます（総会の案内、地区運動会の開催等）

戸別受信機の通信障害や故障等についてのお問い合わせは ☎025-271-2700（24時間対応）

◆4月から屋外スピーカーの運用開始

市では、海岸集落を中心にサイレン機能を主とした屋外スピーカーを設置しました。津波など災害等の緊急時における情報伝達システムの補完をします。



放送する情報

- ・緊急情報に関すること ※全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- ・自然災害、火災（建物火災）に関すること
- ・避難情報に関すること

その他、緊急事態が発生した場合、24時間いつでも放送する可能性があります。

◆市では、「緊急情報伝達システム事業」を1年間延長して実施します

まだ、お申し込みでない方は、市役所本庁、各支所および行政サービスセンターに備え付けの申込用紙に必要事項を記載の上、6月30日までに提出してください。

- ・標準工事については無料（特別材料を使用の場合は自己負担が発生します）。
- ・月々の使用料はかかりません（電気代は自己負担となります）。

お問い合わせ 市役所総務課防災危機管理室 危機管理係 ☎63-5135

佐渡市自然保護巡視員が活動しています

市では、佐渡の優れた自然を保護し、自然保護意識の普及を図るため、佐渡市自然保護巡視員を委嘱しました。巡視員は、希少植物の保護や自然観察のマナー向上を図るため、巡視を行なっています。

美しい佐渡の自然をいつまでも残すため、皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ 市役所環境対策課 環境企画係 ☎63-3113



法律による規制

自然公園法、森林法等で、自然に生息する植物の採取は規制されています。無断で山野草などを採取した場合は、処罰されることがあります。

発達支援教室「ジャンプ」を開催します

集団生活に適応しにくいお子さんを対象に、ミニ集団の経験の中で社会性やルールを学ぶ教室です。お子さんのより良い成長と集団へのスムーズな参加のお手伝いをさせていただきます。

開催日 毎週木曜日 月4回（4月下旬～3月）（※諸事情により、回数が変更になることもあります。）

時間 午前9時～11時30分 会場 新穂新屋学園横「とびっ子」内

対象児 発達が気になるおおむね3歳から就学前までの幼児（※参加には保護者の付き添いが必要です。）

参加費 年間参加費：2,400円（※参加費は、初回時に納付書をお渡しします。）

申込先 保育園、幼稚園、または、子ども若者相談センター

お問い合わせ 市役所社会福祉課 子ども若者相談センター ☎81-1310 FAX 81-1311